

## 第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

- 日 時 平成29年9月28日(木) 午後1時37分から午後3時5分
- 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
- 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員 (児玉委員 欠席)
- 事務局 総務部長  
契約検査課長  
契約検査課主幹兼契約係長  
契約検査課検査係長  
契約検査課契約係職員2名

### ○議 題

- (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
- (2) 抽出事案についての審議
- (3) その他

### ○会議の概要

- (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況

(平成29年2月1日から平成29年7月31日)

総契約件数	118件	落札率	96.09%
内訳 条件付き一般競争入札	39件		95.87%
指名競争入札	79件		96.32%
指名停止の運用状況	4件		
談合情報対応状況	0件		

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委 員： 備考欄の「取り抜けにより不参加」の意味を教えてほしい。

事務局： 本市においては、同工種で現場が近く、仮設物が共有できる場合は経費の軽減が図れるということで同一業者が受注した場合は経費の調整計算をしなければならない。しかし、受注機会の拡大ということから、なるべく同じ業者がとらないような条件を入札の際に付けているものである。工事現場が近い発注になった場合は最初に開札した工事を受注した場合は、次に開札する工事の受注をご遠慮い

ただいているということである。

委員： それは、同じ期間中だけなのか。半年や1年先ぐらまで適用されるのか。

事務局： 工期が重複する場合のみである。工期が終わってしまえば仮設物が撤去されるので、工期がずれていれば同じ業者がとることも可能である。

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告については、了承ということによろしいか。

《 一同了承 》

## (2) 抽出事案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： 今回の落札率は平均的なものが多く、いつもであればかなり低いものが見受けられるが、今回は特に目立つようなものはなかった。

条件付き一般競争入札のところでNo.40を金額が一番大きいことから抽出した。No.41については応札可能業者が16者あるにも関わらず、参加業者が1者しかなかったことから、事情を聞きたくて抽出した。指名競争入札のほうで、No.77の落札率が90%を下回っていることと、いつも抽出される工種が土木や建築、舗装であるため、解体工事という工種を抽出するのもよいのではないかと思いい選んだ。No.10については他の案件に比べて指名業者数が多かったため何か事情があるのではと思いい抽出した。

委員長： 審議については、1件ずつ進める。はじめに、抽出事案① 旧栃木市役所本庁舎等解体工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案① 旧栃木市役所本庁舎等解体工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯  
(入札参加形態、工種、格付け、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯)、入札結果(入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率)～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員長： この建物は以前この委員会発足当時に使用していたものか。

事務局： はい。

委員長： 去年から建設業法に入った解体工事業が早速適用されたわけか。

事務局： はい。建設業法の改正により業種登録の中に「解体」ができたので、平成29・30年度の入札参加資格申請の受付からから「解体」の工種を設け、「解体」の登録をしている。ただ実際に登録があるのは市内業者では2者のみとなっている。「とび・土工・コンクリート」と「解体」を合わせて入札参加が可能である。

委員長： 「とび・土工・コンクリート」の業者でも良いということか。

事務局： はい。「解体」業種の追加に伴って、「とび・土工・コンクリート」も経過措置として3年間は「解体」を受注できるという規定が設けられているので、今回はそれを適用した。当然「解体」の技術者を配置できないと登録できないので、技術者のいるところが登録を申請してくる形になる。

委員長： それが2者ということか。

事務局： 市内の2者は「解体」と「とび・土工・コンクリート」両方申請している。

委員： これは着工したのか。

事務局： 現在施工中である。添付されている11ページの写真のとおり更地になっている。

委員： この建物にアスベストは使用されていたのか。

事務局： 使用されている。解体前に調査をしており処分費を見込んだ設計になっているはずである。

委員： アスベストだとこの辺りでは勝手に捨てられないので、遠くに処分するのではなかったか。

事務局： 県内では那須に処分施設がある。

委員長： 解体工事では敷地の中のもの全て、植樹も含めて処分するのか。

事務局： はい。立派な松もあったが、どうしたかは確認していない。

委員： こういう廃材には有害物質が含まれていることもあると思うが、業者が間違いなく処分しているかどうかの確認はしているのか。

事務局： 現場が作業中の場合は、現地に行き解体状況を確認する。解体したものをどう処分したかについては、写真とマニフェストを見ながら、どういった業者が運搬したか、どういった処理施設で処分したか、その業者と契約がなされているか等、検査時に適正に処分されているか確認している。

また、工事の監督に加えて、工事請負業者の他に工事の監理業務として測量設計会社等に委託して専門的な目で監理監督をしている。

委員： 予定価格の算定の際に、立派な植木などの価値のあるもの、特に鉄骨は売れたらと思うが、予定価格はその分も配慮された設計となっているのか。

事務局： 設計の段階で有価物がある場合は、その売り払いを見込んだ設計をしているはずである。

委員： 小さな植栽など細かいものもみているのか。

事務局： 樹木の場合は移植する場合は、運搬費が非常に高くなる。運搬・植え付け・養生の費用や生育するかどうかなどの価値担保も含めて経済比較されて松は撤去される方向になっているのではと思う。

委員： 積算基準書に「見積もられる分」と「見積もられない分」の基準は定められているのか。

事務局： 積算基準書に記載されているものはそのとおりに行う。労務資材単価、建設資材物価資料等の図書にも掲載されていない場合は見積もりをとることになっている。

委員長： 解体工事は昔からあるが、きちんとシステム化されたのはそんなに古いことではないため、今後たくさん決めることができると思う。例えば予定価格をつくる時に解体工法や使用機械も想定しなくてはならない。残材をどこに捨てるかもである。業者が内容と異なることをしたときにストップをかけるか、あるいは指導するなどもあるわけか。

事務局： 解体する工法も近年様々な工法が発明されている。単純にジャイアントブレイカーで物理的に壊すだけではなく、「静的な爆破をして壊すこと」や「電氣的に粉塵を飛び散らないような工夫」とか、全ての工法をとり入れた設計をしていると思う。そのあとは受注者側が、設計どおりに実施するかどうか、設計を超えた新しい工法をとる場合などは施工協議をした上で進めている。

委員長： 解体工事はまだルールが未整備のところが多いのが実情だと思う。今後も解体工事はあるのか。

事務局： 昭和に建てた構造物が耐用年数を迎えており、老朽化に伴う解体や改修工事が多くなってきている。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案② 栃木市衛生センター受入貯留棟脱臭装置更新等工事について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案② 栃木市衛生センター受入貯留棟脱臭装置更新等工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付け、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 抽出担当委員からも選定理由の中で話しがあったが、本件については地域要件も外されていて応札可能業者が16者もいながら参加者が1者というのは、価格の問題なのか、技術的な問題なのか、その他の理由など、何か理由はあったのか。

事務局： 地域要件を外したことについては、市内業者は登録がない状況であり、最低でも県内業者になってしまう。この施設はかなり老朽化しており、脱臭装置自体も老朽化していることから、現場状況を調べて予定価格と比較して応札に至らなかったことが推測される。

委員： 現場の状況からすると予定価格が安すぎたということなのか。

事務局： 今回は脱臭装置だけではなく、その周辺の改修も含まれていたもので、それらをトータルに考えた時にその辺りのことから応札が1者だったのではと推測される。

委員長： 基本的なことになるが、衛生センターの目的を教えてください。

事務局： 家庭からの汚水処理は、現在は下水道が整備されている区域が増えているが、以前は「汲み取り」あるいは「浄化槽」であり、バキュームカーで汲み取りをする必要があるが、その汲み取ったものを処理する施設が衛生センターになる。

委員長： 下水道施設の一部ということになるのか。

事務局： 下水道施設とは別の施設になる。下水道は下水道の処理場があるので、こちらはあくまで汲み取ったものを処理する施設になる。

委員： 応札者が1者だと競争にならないような気がするが、競争入札の条件には1者でも良いという規則があるのか。

事務局： 一般競争入札なので入札参加の条件は決めるが、入札する、しないは条件が合っていたとしても各業者が判断することである。市としてはあくまで入札参加の機会は提供しているということの中で、「参加しない」ということを選択したということで「競争に参加した」との考えを持っている。法律においても1者で入札の場合に、その入札は無効であるとは書いていないので、1者でも開札するのが実情である。

委員長： 受注者は、そもそもは機械メーカーなのか。建設業の登録はしてあるわけであろう。脱臭装置の更新の際は、受注者が造ったものを据え付けるということでのいいのか。

事務局： 登録はしてある。今回の脱臭装置の交換はこちらで指定したものではなくて、そのメーカーが設計をした機能を重視した仕様となっているので、当然受注者で設計したものを取り付ける内容になっている。

委員長： それでは、本件については了承ということでよろしいか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案③ 市道 1 1 1 7 8 号線道路改良工事（その 2）について、事務局の説明を願いたい。

事務局： 抽出事案③ 市道 1 1 1 7 8 号線道路改良工事（その 2）について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付け、建設業の許可、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員： 規定業者数が 5 者の場合の工事であっても 6 から 7 者指名することが多いと思うが、指名業者数を決める根拠のようなものはあるのか。

事務局： 以前は金額で決めており、1, 0 0 0 万円以上だと 6 者、3, 0 0 0 万円以上だと 8 者にしていたが、現在は一律 5 者以上で運用している。これは合併当初に地域性を重視して指名する場合、業者数が足りない状況があったことを踏まえて 5 者以上となっており、金額が上がれば多少業者数を増やすような考え方で運用している。

資料 2 6 ページの平面図からも分かるように、こちらは工区を「その 1」と「その 2」に分けて発注している。抽出案件は「その 2」だが、「その 1」もあることから冒頭でもあった近接工事扱いとなるので「取り抜け」もあることからあえて多めに指名した経過がある。

委員： 今の工事は「その 1」と「その 2」に分かれているが、例えば 3 つに分けることもできると思うが、分ける基準はあるのか。

事務局： 担当課で工区割りを行うが、今回は保育園の開園の時期が決まっており、例えばこの工事を 1 つの工区で発注すると工事の期間が長くなり、開園に間に合わないことが考えられたため、2 つに分けて工期を短くして開園に間に合わせたのだと思う。3 つの工区に分ければさらに工期は短くなるが、逆に経費が割高になるので、その辺のバランスで今回は 2 つの工区分けることになったのだと思う。

委員： メディカルセンターの時もこのように工区分けしていたと思うが、例えば道路の長さが何 m 以上の場合は何工区とか、金額が何円以上の場合は何工区とか、決まったものはないのか。今の説明だと個別に判断しているように思えるが、何らかの基準はないのか。

事務局： 明確な基準はない。メディカルセンターの場合の時は開院の時期が決まってお  
り、分割した経過がある。

また、分割する考え方は現場状況によるものが大きく、金額というよりは建設  
機械が現場にどうやって入れるかが必要な視点となる。広い道路が無い場合は大  
型機械が同時に来ても入れないということになるので、現場状況と工期を見て個  
別にケースバイケースで考えて進めている。

委員長： 一定の基準を定めることは難しいということか。

事務局： はい。

委員長： それでは、本件については了承ということでしょうか。

《 一同了承 》

委員長： 次に、抽出事案④ 三鴨保育園園舎等解体工事について、事務局の説明を願いた  
い。

事務局： 抽出事案④ 三鴨保育園園舎等解体工事について、資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工  
種、建設業の許可、設定の経緯）、入札結果、（入札参加業者数、落札業者、失  
格業者数及び理由、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

委員長： 珍しく最低制限価格を下回って失格した業者が3者ある。

委員： 案件No.77とNo.78が両方とも同じ「とび・土工・コンクリート」工種の解体  
工事で失格がそれぞれ3者出ている。更に落札率もこの2件だけが80%代とな  
っているが、何か傾向のようなものはあるのか。解体工事の価格競争が激しかっ  
たりするのか。

事務局： 解体は物を作るのと違って「撤去する」ということなので、方法により経費も  
かなり差が出てくるのだと思う。

失格業者が多かったことについては、今年の4月1日から最低制限価格の算出  
を変更した。最低制限価格が高くなるような算出方法の変更であった。この時は  
4月に変更して1カ月ぐらいの時期であったので、きちんと理解していない業者  
が多かったのではないかと推測される。

委員長： 最低制限価格の設定方法は、解体も新設工事も同じ比率を使って計算している  
のか。

事務局： 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれに率をかけて計算  
しているが、土木一式や建築一式に用いる同じ率で計算している。

委員長： 現場の感覚とすると、解体工事の「上手い下手」、お金のかけ方の「上手い下手」が解体工事については差があるはずだと思う。新設工事は材料と機械と労務で決まるため、そんなに差は出ないと思う。解体の場合は、低入札調査基準価格と最低制限価格はもっと幅を広げる検討もされたら如何か。これから失格が増えてくる予感がする。解体工事は新しい考え方を入れて、仕組み等も検討していく必要があると思う。

委員： 土木や建築の造るほうのデータの蓄積や経験は当然何百年とあるだろうが、壊すほうは今まで壊すものがなかったためデータがないのだと思う。今後は壊すものも多く出てくるだろうから、データをとりながら率も検討されたほうがよいと思う。一般論だが解体工事は利益が多く出ると聞くので、そういう意味で最低制限価格によって失格になる業者が多いようであれば、見直してもいいのではないかと思う。

委員長： 解体した後は建て直すのか。

事務局： この保育園については、他の場所に統合したためこの場所に建て直す予定はない。

委員長： 更地のままにするのか。

事務局： 今後の予定は確認していない。

委員長： この建物は木造か。

事務局： はい。

委員長： 写真を見る限りでは木造なので業者によってはもっと安くできると思った者もいたのではないかと思う。それなのに失格となると予定価格や最低制限価格などで課題が多いのではと思う。

委員長： それでは、本件については了承ということよろしいか。

《 一同了承 》

### (3) その他

－ なし －

～ 終了 ～